

仙台市図書館振興計画

(第二次)

平成 29 年 1 月

仙台市教育委員会

仙台市図書館振興計画

目次

はじめに	1
I 計画の策定にあたって	
1. 計画期間と位置づけ	
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 計画期間	2
2. 計画策定の背景	
(1) 図書館を取り巻く状況	3
(2) 東日本大震災の影響	4
(3) 図書館をめぐる法整備等の動き	5
(4) 第二次計画策定に向けて	6
3. 基本理念・方針	
(1) めざす図書館像	7
(2) 図書館像実現に向けた4つの方向性	8
II 方向性と施策	
方向性1. 地域や市民に役立つ図書館となるために	
(1) 文化的で豊かな生活を営む基盤としての図書館サービスに 取り組みます	11
(2) 課題解決に取り組む市民を応援します	12
(3) 情報化社会の進展に合った情報提供の充実を図ります	13
(4) 地域の創造性の継承・発展に取り組みます	15
(5) 「学都仙台」を活かして大学図書館等との地域連携を進めます	16
方向性2. 0歳から読書に親しめる読書文化を育む図書館となるために	
(1) 乳幼児から小学生まですべての子どもが本と出会う機会を 提供します	17
(2) 障害のある子どもの状況に合ったサービスを提供します	18
(3) ヤングアダルト世代の読書支援の充実を図ります	19
(4) 学校との連携を強化し子どもの読書活動を積極的に推進します	20
(5) 家庭、地域などと連携し子どもの創造性を育む読書環境を支える 輪を広げます	21
方向性3. 市民一人ひとりに利用しやすい図書館となるために	
(1) どこに住んでいても情報が身近に届くサービスの充実をめざします	22
(2) 誰もが使いやすい図書館サービスをめざします	23
方向性4. 自らの変革を進める図書館となるために	
(1) 仙台市民の財産として資料の収集・保存を計画的に行います	24
(2) 図書館像を共有して市民と共に図書館づくりを進めます	25
(3) 図書館資源を適正に配分し有効に活用します	26

- (4) 図書館サービスの評価を行いながら図書館経営を行います・・・・・・・・ 27
- (5) 図書館職員の資質の向上に努めます・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

Ⅲ 計画の推進に向けて

- 1. 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 2. 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

Ⅳ 資料編

- 1. 図書館の現状に関するデータ・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 2. 仙台市図書館協議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 3. 仙台市図書館振興計画（第二次）策定に関する協議経過・・・・・・・・ 32

はじめに

これからの仙台市図書館に求められる図書館像、振興方策を示すため平成 24 年 3 月に策定した第一次の「仙台市図書館振興計画」が、平成 29 年 3 月で 5 年間の計画期間を終えます。

この 5 年間で、情報化やグローバル化のさらなる進展、市民ニーズの多様化など、図書館を取り巻く環境はさらに大きく変化しており、新たな法整備もありました。また、第一次計画策定の前年に発生した東日本大震災から 6 年が経ち、時の経過とともに記憶の風化が進む中で、震災の記憶や記録、教訓を継承するための関連資料の収集・保存と提供は、図書館が担うべき大きな役割と言えます。

このような中で、第一次計画に基づき取り組みを進め、成果をあげた施策分野がある一方で、種々の事情により課題として残っている分野もあります。

これらを踏まえ、第一次計画で 10 年間を見据えて定めた基本理念・方針を引き継ぎながら、改めて現状と課題を整理し、今後 5 年間に取り組むべき計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、関係機関等と連携しながら各施策を推進し、利用者サービスの一層の向上をめざし、市民の皆様と共に成長していく図書館づくりを進めてまいります。

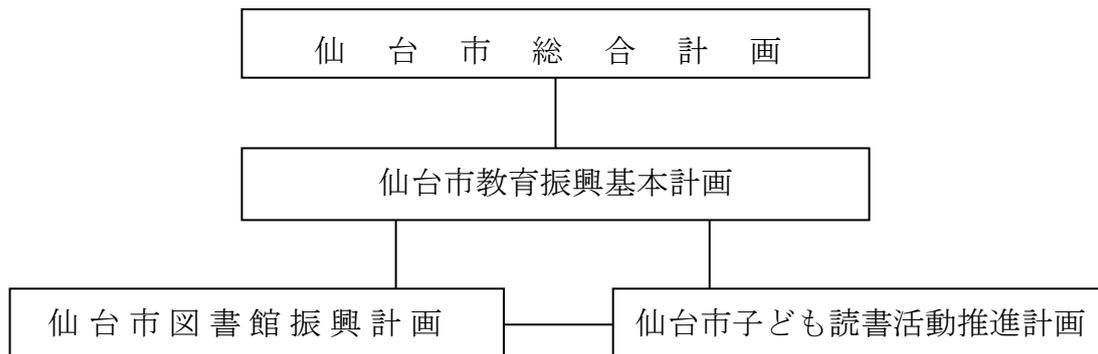
I 計画の策定にあたって

1. 計画期間と位置づけ

(1) 計画の位置づけ

この計画は、仙台市の教育の振興に関する施策の大綱を踏まえつつ、仙台市総合計画及び仙台市教育振興基本計画を上位計画とし、仙台市子ども読書活動推進計画等の他の関連する各計画と連携の上、図書館サービスを推進していくための計画です。

「せんだいライブラリーネットワーク整備計画」（計画期間：平成12年度～22年度）の後継計画として、10年間を見据えて策定した「仙台市図書館振興計画」（計画期間：平成24年度～28年度）が5年間の計画期間を終えることから、図書館を取り巻く社会状況の変化に対応しながら、これからの仙台市の図書館のあり方、それを実現するための施策を第二次計画として定めるものです。



(2) 計画期間

5年間（平成29年度～平成33年度）

この計画は、平成33年度までの5年間で取り組む計画とします。

2. 計画策定の背景

(1) 図書館を取り巻く状況

図書館は、資料の収集・保存・提供を通して人々の生涯学習を支援する基盤施設であり、「知る自由」や「学ぶ権利」を保障し、生涯学習の機会を提供する施設として重要な役割を果たしてきました。図書館を取り巻く環境変化として第一次計画であげた少子高齢化や国際化、情報化は、この5年間でさらに進んでいます。

少子高齢化については、本市では平成2年以降、65歳以上の老年人口は一貫して増加、14歳以下の年少人口は一貫して減少を続けています。平成28年3月策定の「仙台市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の人口ビジョンでは、2060年には75歳以上の高齢人口が約3割、14歳未満の子どもが1割弱となることが示されています。今後の図書館整備は、こうした長期ビジョンも念頭に行っていく必要があります。

国際化については、本市の外国人居住者の割合は、年によって変動はあるものの、平成28年度当初で人口の1%を超え、この10年で最も高い割合となりました。また、訪問者を見ても、外国人宿泊者数は東日本大震災後に大きく落ち込みましたが、その後は増加傾向となっており、これらの外国人の図書館利用に向けた取り組みも求められます。

情報化については、スマートフォンの普及やWi-Fi等、インターネットをより利用しやすい環境が整い、図書館でのインターネットによる予約件数も、平成27年度までの5年間で1.6倍となっており、予約件数全体に占める割合は70%を超えています。こうした中で、図書館内でのインターネット利用環境の整備や、見やすく使いやすいホームページ、電子媒体資料の充実や、SNSを利用した広報等も求められるようになってきています。

子どもの読書支援については、平成27年10月の仙台市社会教育委員の会議による提言「学校と社会教育施設との連携について」において、子どもが生涯にわたる読書習慣や教養を身に付けるため、学校と図書館の情報交換の機会やコーディネート機能の充実、宅配便を活用した図書の物流システム¹の確立などが提言されています。

市内では、平成27年12月に地下鉄東西線が開通し、従来の地下鉄南北線に加え、新たに軌道系の交通手段が整備されました。図書館でも、東西線開通と同時に東のターミナルである荒井駅内に新たに開設したせんだい 3.11

¹ 物流システム：ここでは図書館資料の配送と、それに伴う一連の処理のこと。

メモリアル交流館に、市民図書館の 3.11 震災文庫²の資料を一部展示しています。

市民の創造的な活動への支援、職業的知識・技術の学習に役立つ情報の提供や、個人の能力開発やキャリア形成支援といった第一次計画で示した図書館の役割を果たし、家庭や地域も巻き込んだ効果的なサービスを提供していくことを継続的な課題としています。

(2) 東日本大震災の影響

図書館では、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の直後から関連資料の収集を始め、市民図書館の 3.11 震災文庫や各図書館の震災コーナーで展示・貸出を行うとともに、レファレンス³等を通じて、市民の震災に関する調査研究等を支援してきました。

平成 27 年 3 月に本市で開催された国連防災世界会議の際には、3.11 震災文庫の特別展示を行いました。また、平成 27 年 12 月に地下鉄東西線の開通に合わせ荒井駅内に開設されたせんだい 3.11 メモリアル交流館にも震災関連資料の展示スペースを設け、市民の方が震災関連資料を手に取りやすい環境づくりに努めています。

震災直後の平成 23 年度には、貸出冊数がそれまでの 7 割近くまで落ち込みましたが、その後回復を続け、現在は震災前の水準に近づいています。震災後は、市外・県外居住者への特例による登録・貸出を行ったり、移動図書館の巡回先に仮設住宅を加えるなど、震災による市民生活の変化に対応してきました。

東日本大震災後いち早く避難所への配本や本の読み聞かせを行い、読書を通じた心のケアや生活に役立つ情報の提供に取り組んだ経験から、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震に際しては、熊本市立図書館に子ども向けの本をパックにして送るなど、震災の経験を生かした支援を行いました。

今後も、震災の記憶を風化させず今後に生かすため、資料の収集及び提供の継続と、学校との連携による防災・減災教育のための資料提供など、さらなる活用に取り組んでまいります。

² 3.11 震災文庫：仙台市民図書館では、東日本大震災に係る被災状況について後世に伝えるとともに震災からの復興や生活再建を支援するため、平成 23 年 5 月に「3.11 震災文庫」を設け、関連する様々な資料を収集、保存、提供している。

³ レファレンス：利用者が求める資料や情報を提供あるいは提供する手助けをすること。レファレンスサービスとも言う。

(3) 図書館をめぐる法整備等の動き

平成 24 年 12 月には文部科学省から「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が告示・施行されました。これは平成 13 年の告示「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を改正したもので、図書館のサービス・運営の具体的なあり方や、自己点検・自己評価を含む図書館経営の方法が示され、図書館における課題解決支援サービスの実施についても明示されました。

平成 27 年 4 月からは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により新しい教育委員会制度が始まり、法の規定に基づき、平成 27 年 12 月に、平成 32 年度までの本市の教育施策の基本方針である「教育の振興に関する施策の大綱」が策定されました。平成 24 年 3 月に策定した「仙台市教育振興基本計画」をベースとし、人口減少社会へ対応した教育、いじめ撲滅に向けた施策の総合的な推進といった視点を加え策定した大綱では、震災の記憶と経験を未来に伝えるための取り組みを推進すること、文化・芸術活動を通じた市民の学びや交流の機会を支援し市民の豊かな生活と活力あるまちづくり・地域づくりをめざすこと、生涯を通じた多彩な学びの環境の整備・活用により都市の魅力や活力を高めることなどが基本方針として謳われています。

平成 28 年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）が施行されるとともに、本市においても「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」が施行されました。図書館においてはこれまでも、障害者、外国人、高齢者など、誰もが利用しやすい環境づくりに努めてきましたが、同法により公立図書館には、障害者が図書館を利用できるよう必要かつ合理的な配慮を行うことが義務づけられました。

メディアの多様化や情報化の急速な進展など、子どもを取り巻く環境の変化により子どもの読書離れが憂慮される中で、平成 13 年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づいて策定された「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」は、平成 25 年度に第三次計画が策定されました。本市においても平成 29 年度からの取り組み内容をまとめた「仙台市子ども読書活動推進計画（第三次）」を策定し、引き続き子どもの読書活動を推進する取り組みを行っていきます。国の計画では、学校段階が進むにつれて子どもの読書離れが顕著になる傾向は改善されていないとの課題認識が示されており、取り組み内容の強化と継続が求められます。

学校教育においても、言語活動や探求的な活動、読書活動等の充実のため学校図書館の重要性が一層高まっていることを背景に、「学校図書館法」が一

部改正され、平成 27 年 4 月から施行されました。この改正により、学校図書館⁴における教育の充実の観点からこれまで自主的に取り組みが進められてきたものの根拠規定の無かった学校司書⁵の配置について規定され、学校図書館の運営の改善・向上と、児童・生徒・教員による学校図書館の利活用の一層の促進のため、各校に学校司書を置くよう努めなければならないこと、国及び地方公共団体は研修の実施等により学校司書の資質の向上に努めなければならないことが定められました。

(4) 第二次計画策定に向けて

仙台市図書館は、昭和 37 (1962) 年の市民図書館開館以来、市民の図書館として誰にでも利用しやすい図書館をめざし、図書館サービスの充実に努めてきました。市民図書館は平成 29 (2017) 年に開館 55 周年を迎えますが、この間、昭和 61 (1986) 年答申の「仙台市図書館整備基本構想」、昭和 63 (1988) 年策定の「仙台市図書館整備基本計画」に基づき市内への地区館と分館の整備を行い、平成 11 (1999) 年度には現在の 5 地区館・2 分館の体制となりました。

その後は、仙台市における図書館サービスの中心的課題を、図書館のネットワーク化としてとらえ、平成 12 年 3 月に「せんだいライブラリーネットワーク整備計画」を策定し、身近なサービス網の拡大と、市民ニーズの多様化や情報化の進展に対応した 21 世紀型の図書館づくりに取り組んできました。平成 22 年度までの計画期間に、平成 13 年の市民図書館新築移転を契機とした開館日時の拡大に始まり、平成 19 年の新図書館電算システムの導入、インターネット予約の開始に至るまで様々なサービス向上に努め、計画は一定の成果を上げることができました。また、平成 20 年度に新たに指定管理者制度を導入し、平成 27 年度には地区館 1 館を含む 3 館を指定管理者制度のもとで運営しており、全国での図書館管理運営で得たノウハウを生かした事業の実施等により、利用者が増えるとともに、仙台市が毎年度行っている「指定管理者による公の施設の管理運営状況に係る評価」や利用者アンケート等でも概ね高い評価を得ています。

東日本大震災発生のため当初予定より 1 年遅れて平成 24 年 3 月に策定した「仙台市図書館振興計画」は、「せんだいライブラリーネットワーク整備計画」の理念を受け継ぎながら、平成 33 年度までの 10 年間を見据えた上で、これからの仙台市図書館に求められる図書館像や平成 28 年度までの 5 年間

⁴ 学校図書館：学校図書館法に基づき、小学校、中学校、高等学校（特別支援学校、中等教育学校を含む。）において、図書、視覚聴覚教育の資料、その他学校教育に必要な資料を収集・整理・保存し、児童・生徒及び教員の利用に供するため設けられる学校の設備。「学校図書室」と呼ばれることも多い。

⁵ 学校司書：学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童・生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員のこと。

に取り組む振興方策を示したもので、この計画のもとで図書館事業を着実に拡大・充実してきました。特に、平成 21 年度に泉図書館に開室した子供図書室を中心として、学校連携事業をはじめとした子どもの読書活動推進事業に力を入れ、平成 19 年度の泉図書館に続いて平成 24 年度には市民図書館が「子どもの読書活動優秀実践図書館」として文部科学大臣表彰を受けました。

以上のように、昭和 63 年以降、「仙台市図書館整備基本計画」「せんだいライブラリーネットワーク整備計画」「仙台市図書館振興計画」と 3 つの計画のもとで図書館サービスを充実させてきましたが、現時点においても分館の配置や既存施設を窓口とした貸出・返却サービス等、多くの課題が残されています。

仙台市の図書館数 7 館は、政令指定都市平均 15 館と比し少ないものとなっています。一方で、政令指定都市立図書館長会議が取りまとめている統計調査表によると、平成 27 年度の市民一人当たりの資料費は 141 円（平均 110 円）、市民一人当たりの蔵書数は 1.9 冊（平均 1.7 冊）と政令指定都市の平均を上回っており、また、蔵書 20 万冊を超える図書館が 5 館（平均 2 館）と各区に整備されているのが仙台市の特長となっています。

蔵書をさらに活用するために、本計画においては、今後 5 年間で取り組む施策として特に、市民センター等での図書館サービスや蔵書を持つ専門施設とのネットワーク作り、また、これらの施設や学校などとの間での資料配送の仕組み作り等について盛り込むこととします。

また、貸出は図書館の重要な役割の一つではありますが、図書館内での閲覧や調査、行事への参加など、必ずしも登録・貸出を必要としない形態での利用も重要であり、今後これらの指標を目安としながら、図書館サービスの新たな評価指標について、本計画期間の中で引き続き検討していくこととします。

3. 基本理念・方針

(1) めざす図書館像 ～地域・市民に役立ち、共に成長を続ける図書館～

近年の急速な社会状況の変化とともに、様々な局面で課題が顕在化し、社会問題となってきています。仕事や生活上の様々な課題を克服していくためには、多くの情報から必要なものを取捨選択する力、自己実現を図る力、人生をより深く生きる力を身につけるとともに、生涯を通じて新しい知識や技能を学び続けることが不可欠となっています。

市民にとって最も身近な生涯学習支援施設である図書館が、市民の生活・

暮らしを豊かにするために、教養・娯楽に資するとともに、人々が直面している様々な課題について資料や情報の提供によって解決を支援していくことも、重要な役割として求められています。

また、膨大な情報が氾濫する中で、必要な情報を的確に収集できることは、市民に大きな利益をもたらすこととなります。年齢や障害の有無を問わず、すべての市民が、どこに住んでいても、必要な資料や情報に等しくアクセスできる情報提供拠点としての図書館への期待は大きくなっています。

これからの図書館は、急激な社会の進展に対応し、地域社会や市民生活の様々な場面で役に立ち、市民の探求的な活動を支える知的情報基盤として、さらなる充実が求められています。

自己判断・自己責任が求められる現在の社会において、自立した市民となるためには、自ら考え、判断する力を培うことのできる読書の重要性が注目されています。特に、子どものころから読む楽しさを知り、読書に親しむ習慣を身につけることが大切です。そのためには、図書館と家庭・地域・学校や他の関係機関との連携を深め、子どもを取り巻く読書環境を整備しながら、地域ぐるみの取り組みの進展が強く望まれるところです。

このような状況のもと、仙台市教育振興基本計画では、めざす教育の姿として「学びのまち・仙台」を、教育の振興に関する施策の大綱では、基本方針として「市民の継続的な学びの創出と市民力の育成」を掲げています。

仙台市図書館は、以上のような社会的要請に応えるため、図書館の施設、蔵書、職員といった内部資源のみならず、連携の輪を広げ、身近な図書館サービスの窓口となりうる既存施設や蔵書を持つ専門施設、共に読書文化を深め広めることをめざす個人や団体といった外部資源も最大限に活用した図書館の運営に努めます。そして利用しやすく役に立つ身近な図書館として、市民の心豊かな生活を支えつつ、多くの市民の利用によってさらに成長していく「地域・市民に役立ち、共に成長を続ける図書館」をめざします。

(2) 図書館像実現に向けた4つの方向性

仙台市図書館が「地域・市民に役立ち、共に成長を続ける図書館」の実現を図るため、本計画の中で、次の4つの方向性に基づいた図書館サービスを提供していきます。

方向性1 地域の創造性を継承・発展させるとともに、市民の課題解決や探求的活動を支援する地域・市民に役立つ図書館をめざします。

家庭や図書館での、教養や楽しみのための読書や読書を通じた交流など、文化的で豊かな生活を営む基盤としての図書館サービスに取り組みます。

また、地域社会や市民生活における課題解決を図るため、市民の知的情報基盤として図書館から適切な支援ができるよう、資料の充実や関係機関との連携を図るとともに、情報化社会の進展に対応し、紙媒体以外の電子媒体での情報提供も含めたハイブリッドサービス⁶の提供にも努めます。

さらに、仙台の地域情報の収集保存に努め、地元の研究者等との連携・協働により地域の魅力を広く発信して、市民と共に地域の創造性を継承・発展させる図書館づくりを進めていきます。特に、東日本大震災関連資料については、資料の収集に加え、積極的な活用にも取り組みます。

方向性2 子どもの年齢や障害の有無に応じた図書館サービスを行う、0歳から読書に親しめる読書文化を育む図書館をめざします。

子どもが0歳から読書に親しみ、楽しみながら創造性を豊かにする子ども読書活動が広範に展開されることをめざし、子供図書室を核として家庭、地域、学校、関係機関やボランティアと連携・協力するとともに、連携・協力をしやすい環境づくりにも取り組みます。

また、読書のきっかけや励みとなるような、子どもの年齢に合わせたサービスの提供や、障害の有無や程度にかかわらず、子どもの状況に応じた資料・情報・サービスの提供に努めます。

さらに、読書離れが進む年代であるヤングアダルト世代⁷に向けては、情報発信や事業の充実を図ります。

方向性3 誰もが使いやすく、どこに住んでいても情報が身近に届く、市民一人ひとりに利用しやすい図書館をめざします。

身近な施設に図書館サービス窓口を整備し、市民がどこに住んでいても図書館資料や情報が届く環境づくりに努めていきます。

また、年齢や障害の有無を問わず、市民一人ひとりの状況に応じた生涯学習支援が可能となるように、ハード・ソフト両面からのサービスの充実

⁶ ハイブリッドサービス：ハイブリッドとは、二つ以上の異なるものを組み合わせて一つの目的を成すもののこと。ここでは、紙の図書資料のみではなく、電子資料やインターネット情報等、複数の手段で情報を提供するサービス。

⁷ ヤングアダルト世代：主に13歳から18歳までの世代。

を図ります。

方向性 4 図書館資源の適正配分と適切な評価を踏まえた経営を行う、自らの変革を進める図書館をめざします。

資料の収集・保存・活用を長期的視点に基づいて計画的に行うとともに、地域の実情や利用実態、費用対効果を踏まえ、物流システムの効果的な再構築など、システムやサービスのあり方を見直し、図書館資源の適正配分に努めます。

また、図書館サービスへの評価を行い、評価結果を図書館運営に反映し、改善に取り組んでいきます。そして、資料や情報の専門家としての図書館職員の能力と資質の向上を図っていきます。

Ⅱ 方向性と施策

方向性 1. 地域や市民に役立つ図書館となるために

(1) 文化的で豊かな生活を営む基盤としての図書館サービスに取り組みます

(施策の方向)

図書館は最も身近な生涯学習を支援する基盤施設として、資料の提供を通して市民一人ひとりの学びを支えてきました。多様なニーズに応えるとともに、新たな知的出会いをもたらす場でもあり、市民が自己を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、読書活動をサポートしていく役割を担っています。

さらに、生涯を通じての学びの場である図書館には、「落ち着いた居場所」や、「交流の場」としての機能も求められており、あらゆる年代の市民が「本」や「人」と出会い、豊かな学びの機会を得て新たな活力を生み出していくための取り組みを進めていきます。

(推進すべき施策)

①教養や楽しみとしてのニーズに応え、多様な個性や能力をのばし生涯を通じた学びを支えるサービスを提供します

- 市民の興味・関心に応え、継続的な学びを支える多様な資料の収集
- 読書の幅を広げ、読書意欲を引き出す書棚づくり
- 様々な本や情報と出会うきっかけとなる資料案内・ブックリスト等の発行
- 文字・活字文化に親しみ、読書活動を推進するための講座や展示会等の実施

②資料を介在とし、地域社会の中での落ち着いた居場所としての機能を持ち、新たな活力を生み出す場づくりに取り組みます

- 市民の「書斎」、親しみやすく居心地の良い「広場」としての機能
- 資料と人をつなぐイベントの開催等による交流の場の形成

(2) 課題解決に取り組む市民を応援します

(施策の方向)

仙台市図書館では、地域特性や市民ニーズに対応した資料の収集を行うとともに、その時々の特ピックに対応した展示コーナーの設置、ブックリストやパスファインダー⁸の作成等、市民の生活における課題解決に役立つ資料の提供に取り組んできました。社会状況が急激に変化する中、地域や仕事、学校や家庭等における様々な課題を持つ市民にとって必要な資料や情報が揃い、的確に提供できる「知の情報拠点」としての図書館の実現をめざします。

(推進すべき施策)

①様々な課題解決に役立つ資料や情報を積極的に収集・保存・提供します

- 市民の生活における課題の解決に役立つ、仕事・就労、医療・健康、法律、シニアライフ充実等に関する資料や情報の提供
- 地域活動、市民活動等の課題解決に役立つ、地域、行政、東北事情等に関する資料や情報の提供
- いじめ・不登校等の課題に向き合う市民に役立つ資料や情報の提供
- 5地区館における分野別分担収集の継続実施と、資料収集分野についての積極的な広報

②レファレンス機能の充実を図ります

- ビジネスや専門分野に関するレファレンス資料及び市民向けオンラインデータベース⁹の充実
- 常に新しい情報を提供するための資料構成の継続的な見直し
- 利用促進のための利用ガイドの更新やデータベース活用講座等の実施
- レファレンス事例集の蓄積と活用

③課題解決型情報支援サービスの充実に取り組みます

- リンク先の拡大など図書館ホームページの内容充実
- 議会図書室等行政機関の資料室や民間の調査研究施設なども含め、広く地域・行政の関連機関とも連携した資料や情報の発信

④地域の専門機関との連携を進めます

- 地域の専門機関の活動内容に関する情報収集・紹介
- 専門機関との連携による資料展示や講座など相乗効果を期待できる事業の実施

⁸ パスファインダー：特定のトピックやテーマ（主題）に関する資料や情報を収集する際に、図書館が提供できる関連資料や探し方が一覧できる案内。

⁹ オンラインデータベース：インターネットを経由して利用できるデータベースの総称。最新の更新情報を提供できることが特徴。

(3) 情報化社会の進展に合った情報提供の充実を図ります

(施策の方向)

仙台市図書館は、平成元年の電算システム導入以来、全館オンラインの実現、ホームページの開設、インターネット予約の開始、商用データベース¹⁰の提供等、情報化社会に適したサービスの向上に努めてきました。図書館を取り巻く状況は、電子書籍¹¹の出現やICTを活用した学校教育など、さらに急速な情報化の進展により、出版文化とともに大きく変化しています。

図書・雑誌等活字資料はもとより、電子資料¹²及び音響映像資料に加え、データベースやインターネットによる情報等も含む、多様な媒体に対応したハイブリッド図書館¹³をめざします。

(推進すべき施策)

① 情報化社会の進展に合わせて電子情報を整備・充実するとともに、急速に発展するデジタル環境への対応を図ります

- 電子資料閲覧・インターネット環境の整備
- 外部記録媒体（CD-ROM¹⁴等）、商用データベース等電子情報の充実
- 入手困難な郷土資料、地方行政資料など地域資料等の電子化
- 電子書籍の閲覧・貸出サービスの検討
- 劣化が進む視聴覚資料のデジタル資料への計画的な移行

② 紙媒体と電子媒体の両方に対応したハイブリッドレファレンスサービス¹⁵を提供します

- 多様な媒体に対応したレファレンスサービスの提供
- レファレンス記録のデータベース化と市民公開
- データベース等情報検索・活用講座の実施

10 商用データベース：データベースとは、事典や新聞記事など大量のデータを集めて整理・統合し、検索などをしやすくしたもの。企業などが開発・販売し、インターネット等で提供されるものが商用データベースであり、制作者によって常に管理・更新され信頼性が高い。

11 電子書籍：書籍や出版物の情報をデジタル化し、印刷物の代わりにパソコンやスマートフォンなどの情報端末を利用して読むもの。

12 電子資料：情報の蓄積、流通に電子的なメディアを用いた資料。メディアの記録形式からはデジタル資料ということもできる。電子資料は、情報を記録メディアに固定して物流システムで利用者に配送するパッケージ系資料と、情報を通信システムで利用者に伝送するネットワーク系資料に大別される。

13 ハイブリッド図書館：紙資料・電子資料・インターネット情報等、必要に応じて複数の情報手段を同時に比較選択し、閲覧できる図書館。

14 CD-ROM：音楽用に開発されたCD（compact disc）に、文字や映像をデジタル情報として格納し、読み出し専用メモリー（ROM：read only memory）として利用する外部記録媒体。

15 ハイブリッドレファレンスサービス：紙の図書資料のみではなく、電子資料やインターネット情報等、複数の手段で利用者が求める資料や情報を提供あるいは提供する手助けをするサービス。

- レファレンスサービスの利用促進
- 国立国会図書館レファレンス協同データベース¹⁶などの図書館連携の強化
- 多様な電子情報についての調査研究

③様々なネットワークに参加し、連携していきます

- 国立国会図書館の図書館向けデジタル化資料送信サービス¹⁷への参加
- 国立情報学研究所（N I I）¹⁸による全国の大学図書館等が所蔵する図書・雑誌の総合目録情報システムへの参加と連携強化
- 国立国会図書館と全国の都道府県立、政令指定都市立図書館による総合目録ネットワーク事業との連携強化

¹⁶ 国立国会図書館レファレンス協同データベース：国立国会図書館が、全国の公共図書館・大学図書館・専門図書館等と協同で構築しているデータベース。一般の方々の情報探索、図書館員のレファレンス業務に役立つような情報を、参加館が日々登録・更新・蓄積している。

¹⁷ 図書館向けデジタル化資料送信サービス：国立国会図書館がデジタル化した資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料について、公共図書館・大学図書館等にデジタル画像を送信し、各図書館で画像の閲覧等ができるサービス。

¹⁸ 国立情報学研究所（N I I）：National Institute of Informatics。情報学の総合的研究とともに、学術情報学の流通のための基盤整備を行うことを目的とする文部科学省の大学共同利用機関で、日本における学術情報システムの中心機関。

(4) 地域の創造性の継承・発展に取り組みます

(施策の方向)

仙台市図書館では、開館当初より郷土資料の収集に努め、着実にその充実を図ってきました。東日本大震災後は、市民図書館の「3.11 震災文庫」をはじめ、各図書館に震災関連資料のコーナーを設け、幅広い資料の収集と提供に取り組んでいます。

郷土資料は、一般的な流通経路からの入手が困難な資料も多く、収集にあたっては研究機関や企業、市民からの情報提供や寄贈等による協力が不可欠です。また、経年による劣化や絶版等により収集・保存が困難になっている資料も少なからずあり、電子化による保存等、次世代に継承するための方策が必要となっています。

「仙台」に関する専門図書館として、収集資料の一層の充実に努めるとともに、仙台市民はもとより仙台に関心のある人が誰でもアクセスできるように資料のデータ整備を行い、地域の魅力を広く発信していくことが仙台市図書館の責務です。

(推進すべき施策)

①地域情報の蓄積・継承・発信に努めます

- 地域刊行資料、地域ゆかりの資料のより積極的な収集保存
- 貴重資料の展示等による公開
- 貴重資料の電子化による保存・公開・活用
- 地域情報のレファレンス集約による電子資料作成とホームページでの公開
- 学校・市民センターなど地域情報を有する施設とのネットワークの強化

②市民と共に仙台に関する情報の発掘や発信を進めます

- 地元の研究者等との連携・協働による地域学などの情報の集積・発信
- 地域に関する多様なテーマに関するパスファインダーの作成・公開
- 収集が困難な郷土資料の寄贈についてホームページ等による積極的周知

③震災関連資料の継続的収集を進め、その活用を図ります

- 通常の出版ルートでは流通しない資料も含めた積極的収集
- 震災資料に関するデータベースの作成
- 東日本大震災に関する資料の継続保存及びその活用のための目録の作成
- 震災関連資料を活用した展示等の実施
- 防災・減災教育のための資料提供

(5) 「学都仙台」を活かして大学図書館等との地域連携を進めます

(施策の方向)

仙台には、多くの高等教育機関や研究機関があり、市民・大学・企業・行政が相互に協力し連携を進める「学都仙台コンソーシアム」が組織されています。国立大学をはじめ一部の私立大学でも、大学図書館の一般市民への開放が進み、大学が持つ研究書や情報を市民が利用する機会が増加しています。

図書館には、様々な学術情報への身近なアクセス機関としての役割が期待されており、「学都」の教育環境を活かして大学図書館をはじめとする各種専門機関との連携を深め、市民の生涯学習を支えるサービスのさらなる充実をめざします。

(推進すべき施策)

①市内の大学との連携を進めます

- 大学図書館との相互貸借、複写サービス等の継続実施
- 学都仙台OPAC¹⁹への継続参加
- 市内大学図書館等の学外者向けサービスに関する情報提供

②市内の専門研究機関等とのネットワークづくりに努めます

- レフェラルサービス²⁰など専門研究機関等との連携強化

¹⁹ 学都仙台OPAC：学都仙台コンソーシアム（大学等の加盟校同士や、加盟校と市民・企業・行政等との協業を推進する機関）加盟校等の蔵書目録を同時に検索できるもの。OPAC（Online Public Access Catalog）とは、図書館のオンライン蔵書目録のこと。

²⁰ レフェラルサービス：利用者の要求するテーマに関する情報の情報源（人、機関等）を案内するサービス。具体的には、他の図書館や類縁機関、専門機関や専門家へ問い合わせたり、紹介したりする。

方向性 2. 0歳から読書に親しめる読書文化を育む図書館となるために

(1) 乳幼児から小学生まですべての子どもが本と出会う機会を提供します

(施策の方向)

平成 21 年 3 月、泉図書館に子供図書室を開設し、妊娠期の親や乳幼児とその親、小学生までを対象に様々な子ども読書活動推進事業を展開し、乳幼児の保護者向けブックリスト、小学生向け図書館利用案内等を作成し配布しています。

今後も子供図書室を拠点として、ブックリスト配布時に乳幼児の保護者へ絵本を用いた紹介を行うなど、働きかけの強化を図るほか、就学後も子どもが図書館を身近に感じ、利用のきっかけにつながるよう新たな読書支援の取り組みを進めます。

(推進すべき施策)

①妊娠期の親や乳幼児とその親に対する読書支援を強化します

- 子どもが本に出会うことの大切さと乳幼児向けの絵本を紹介するブックリスト「あかちゃんと楽しむはじめての絵本」の継続的発行
- 「あかちゃんと楽しむはじめての絵本」配布に合わせた取り組みの強化及び配布先の拡大
- 妊娠期の親を対象とする絵本講座、乳幼児向けおはなし会や絵本の展示会等の啓発事業の拡充

②小学生が読書のきっかけをつかみ読書を継続していくための支援に取り組みます

- 小学校新 1 年生全員に学校を通して図書館の利用案内を配布
- おはなし会やブックトーク²¹のほか、図書館の仕事体験など小学生を対象とした取り組みの拡充
- 図書館利用のきっかけとなり読書の励みとなる読書通帳²²等の配布
- 図書館ホームページの「こどものページ」の更新と充実

²¹ ブックトーク：あるテーマに沿って、様々な種類の本を順序だてて紹介すること。子どもと本を結びつけるのに効果的な手法のひとつ。

²² 読書通帳：読んだ本の書名、感想などを記録に残すもので、書き込み式、印字式などがある。

(2) 障害のある子どもの状況に合ったサービスを提供します

(施策の方向)

仙台市図書館では、これまで障害のある子どもをサポートするため、各館に拡大読書器²³等を設置し、触る絵本²⁴や点字付き絵本、大活字本²⁵などの収集・貸出を行うとともに、平成 22 年度からはマルチメディアデイジー²⁶の貸出も始めました。また、手話付きおはなし会など、様々な取り組みを行う一方、平成 23 年度からは特別支援学校向けの本の貸出も実施しています。

今後も利用者ニーズの把握に努め、資料の充実を図るとともに、特別支援学校や特別支援学級、障害児施設等との連携を深め、図書館の受け入れ態勢を充実させるなど、利用しやすい環境づくりに努めます。

(推進すべき施策)

①障害のある子どもが利用しやすい資料を収集し、読書環境の整備を図ります

- 触る絵本や点字付き絵本、LLブック²⁷、DAISY録音図書²⁸、マルチメディアデイジー、手話や字幕入り映像資料等障害に配慮した資料の収集・提供
- 読書を助ける機器の整備と利用促進に向けての積極的広報

②関係機関との連携を強め、ニーズに応じた取り組みを進めます

- 特別支援学校・特別支援学級、障害児施設等への資料貸出サービスの拡充
- 学校、施設、団体等との情報交換やアンケートの実施等によるニーズの把握
- 図書館職員による学校や施設の訪問サービスの検討

③障害のある子どもが来館しやすいように環境整備を図ります

- 図書館におけるバリアフリータイム²⁹の設置
- 手話付きおはなし会、触る絵本の読書会、手あそび、わらべうた等障害がある子どもも楽しめる行事の実施
- 障害がある子どもへの理解を深めるための講演会や講座等の実施

²³ 拡大読書器：弱視者や高齢者のために、図書等の資料を拡大して画面に映し出す器具。

²⁴ 触る絵本：触素材をページに貼り付けるなどして絵を構成し、絵が触って分かるようにしたもの。

²⁵ 大活字本：一般に刊行されている図書の文字サイズでは読みにくい人のために、大きな活字で印刷された図書。

²⁶ マルチメディアデイジー：音声に合わせて、その部分の文字や画像と一緒に画面に表示されるデジタル録音図書。音声のみの DAISY 録音図書よりわかりやすい。

²⁷ LLブック：知的障害や自閉症の人などに向けて、イラストや絵文字等を使って分かり易く読み易いように編集された本。LLとは、スウェーデン語の Lätt Läst の略語で、「やさしく読める」という意味。

²⁸ DAISY 録音図書：視覚障害者や普通の印刷物を読むのが困難な人々のための、カセットテープに代わるデジタル録音図書。見出しからすぐに必要な情報が探せるなど、情報検索に優れている。

²⁹ バリアフリータイム：予め日時を定め、障害を持つ子どもが特に利用しやすい環境をつくる取り組み。

(3) ヤングアダルト世代の読書支援の充実を図ります

(施策の方向)

各種調査において中高生の読書離れが顕著となっています。これらのヤングアダルト世代に向けた読書活動支援の取り組みとして、中高生の図書館サポーター³⁰による企画・展示等による情報発信や、平成 27 年度には中高生向けのホームページを開設し、おすすめ本の紹介など、ヤングアダルト世代が本に親しみやすい環境づくりを推進してきました。

ヤングアダルト世代が読書活動に主体的に関わり、情報発信する仕組みを強化することで読書への関心を深められるよう事業の充実を図ります。

(推進すべき施策)

①各図書館のヤングアダルトコーナーの充実を図ります

- 中高生の利用動向を考慮し、児童書・一般書の垣根を越えた資料構成の実現
- 中高生のおすすめ本の投稿ボックスの設置や紹介展示等の実施

②中高生向け広報の強化

- 中学校及び高校の新1年生全員に学校を通して図書館利用案内を配布
- 「YA通信³¹」等中高生に向けた図書館だよりや資料紹介パンフレットの発行
- 図書館ホームページの「YA中高生のページ」の更新と充実
- ホームページに、悩みを抱える中高生に向けた図書館職員のメッセージを掲載

③中高生による図書館サポーターの育成

- サポーターとの協働による書棚づくりやブックリストづくり等の実施
- サポーターによる自主企画に向けた支援の拡充

³⁰ 中高生の図書館サポーター：中学生、高校生への読書支援を目的として、同世代に向けた情報の発信を行う中学生、高校生ボランティアのこと。

³¹ YA通信：「YA」はYoung Adultの略。ヤングアダルト向けの図書資料や行事を紹介したもののこと。

(4) 学校との連携を強化し子どもの読書活動を積極的に推進します

(施策の方向)

仙台市図書館は、市内の小学校との連携による取り組みとして、平成 21 年度から小学校 4 年生へのブックトークを実施するとともに、希望する中学校でもブックトークを行っています。さらに学校での朝読書³²に合わせた「朝読パック³³」をはじめ、学校向けに多様なテーマによる貸出用パッケージ³⁴の提供を行うなど、図書館の豊富な資料と専門知識を持つ職員による学校支援を行ってきました。

さらなる連携推進のため、学校と図書館との資料配送手段を強化し、資料提供の拡充を図っていくとともに、図書館職員のスキルの向上や学校司書との情報共有を深めるなど、学校と協働した取り組みの充実を図ります。

(推進すべき施策)

①豊富な資料を子どもの学年に応じて利用しやすい形で提供します

- 朝読パックをはじめ多様なテーマによる貸出用パッケージの提供
- 震災の記憶の継承や防災教育、キャリア教育等のための資料の充実と学校への周知
- 宅配等を活用した資料配送サービスの強化
- 図書館職員が選定した各種資料リストの提供

②学校との連携を強化し、協働して事業の拡充を図ります

- 図書館職員が学校を訪問して行うブックトークの継続実施
- 学校図書館に関わる教職員やボランティア等を対象とした研修の実施及び協働事業の拡充
- 司書教諭³⁵や学校司書との継続的な情報交換
- 教科担任など教職員への幅広い情報提供

³² 朝読書：始業前の 10 分程度を利用して行う読書活動。児童生徒の読書に親しむ態度や自ら調べる態度を育成することを目的としたもので、教材ではなく、各自で用意した好みの本を黙読する。

³³ 朝読パック：朝読書の時間に自分で読むことができる内容の本を 120 冊まとめた朝読書用パッケージ。

³⁴ 貸出用パッケージ：需要が高い資料をテーマや年齢に応じてセットにしたもので、申し込みに応じパッケージごと貸出をする。

³⁵ 司書教諭：学校図書館の専門的業務にあたる職員（司書）のこと。学校教育の重要な一部分を担う者であり、教諭であることが前提とされているために、特に司書教諭と名づけられている。

(5) 家庭、地域などと連携し子どもの創造性を育む読書環境を支える輪を広げます

(施策の方向)

仙台市図書館では、平成 22 年度より、地域施設やボランティアが利用しやすいよう「子ども読書支援パック³⁶」の貸出を開始し、随時内容の見直しを行ってきました。このほか、ボランティアの研修・講座を開催し、養成したボランティアによるおはなし会やブックトークなど、地域や学校とも連携した支援を行ってきました。

今後、「子ども読書支援パック」の充実による支援強化やボランティアと活動場所をつなぐための仕組みづくりなど、家庭、地域などとの連携により子どもの読書活動を支える取り組みを広げていきます。

(推進すべき施策)

① 子供図書室を核として、地域における子ども読書活動を支援します

- 子供図書室と各図書館が連携した子どもと読書に関する取り組みの全市的展開
- 年齢に応じた利用しやすい「子ども読書支援パック」の充実
- 市政だより、図書館ホームページ等による家庭、地域への分かりやすい情報提供

② 市内の保育園・保育所、幼稚園、児童館・児童センター等の地域施設を支援します

- 「子ども読書支援パック」をはじめ資料貸出による支援の強化
- 施設職員を対象とした本の選び方や読み聞かせ等の各種研修の実施

③ 地域のボランティアを育成し、その活動を支援していきます

- ボランティア養成講座及びボランティアのスキルアップを図る研修の継続実施
- 養成したボランティアと活動先をつなぐ仕組みづくり
- 本の選び方や読み聞かせ等についての図書館職員による相談対応
- ボランティアによる活動や行事の実施のために必要な資料の充実
- 資料提供等による文庫活動支援

³⁶ 子ども読書支援パック：子ども読書活動の推進に関わる活動を行っている施設、団体、個人向けに貸し出すため、絵本、紙芝居、小道具などを 5～50 点程度まとめたもの。

方向性 3. 市民一人ひとりに利用しやすい図書館となるために

(1) どこに住んでいても情報が身近に届くサービスの充実をめざします

(施策の方向)

これまで、インターネット予約など貸出サービスの向上に努めてきましたが、「どこに住んでいても情報が身近に届く図書館サービスの充実」には、さらに市内全域サービスの観点からの検討が必要となります。そのために、インターネットによる貸出予約サービスの現在の普及状況なども踏まえ、新たな図書館整備に代えて、身近な市民センター等の既存施設を活用して資料の受取や返却ができる新たなサービススポット（SS）の整備を検討していきます。

(推進すべき施策)

- ①市民センター等を活用した図書館サービス窓口の適正配置に取り組みます
 - 市民センター等で蔵書検索・予約、予約資料の受取・返却ができるサービススポット（SS）の設置の検討
 - SSで資料を受け取るための配送手段の確保
 - 図書ボランティア等を対象とした研修の実施や団体貸出、パッケージ貸出等による市民センター図書室の支援
- ②分室、移動図書館サービスの再編等に取り組みます
 - SSの拡充に伴う分室のあり方の見直し
 - SSの拡充に伴う移動図書館巡回コースの見直し
- ③さらなるサービス向上のための方策を検討します
 - 利用状況、利用者アンケート等の精査による利用者ニーズの把握
 - 多様な施設の活用や宅配など、幅広いサービスの可能性の検討
 - 暮らしに役立つ地域の情報を届けるためのネットワークや支援の強化

(2) 誰もが使いやすい図書館サービスをめざします

(施策の方向)

近年、高齢者の図書館利用は増加傾向にあり、高齢者やその家族の関心の高い分野に関する資料の充実に努めてきました。障害のある利用者についても、郵送によるサービス等を行ってきましたが、新たな法整備がなされ、図書館にも合理的配慮の提供³⁷が求められるようになりました。さらに、外国語対応サービスの充実を図っていくなど、年齢、障害の有無、言葉の違いなどにかかわらず誰もが使いやすい図書館サービスをめざしていきます。

(推進すべき施策)

①高齢者サービスの充実を図ります

- 高齢者と周りの家族にとって関心の高い分野の資料の充実
- 大活字本などの読みやすさに配慮した資料の充実
- 利用案内や利用申込書等の拡大等、利用しやすい環境の整備
- 高齢者向けの資料展示や行事の継続実施
- 高齢者による図書館ボランティアの参加促進

②障害のある人へのサービスの充実を図ります

- 視覚障害者向けの対面朗読や拡大写本³⁸の作成など、ボランティアの協力を得ながらの市民協働によるサービスの拡充
- 音声読み上げや文字の拡大など、最新技術の動向やニーズを踏まえた読書を助ける機器の整備
- 相互貸借等の制度も活用し、DAISY 録音図書等、読書が困難な人のための資料を提供
- 障害者関連施設との連携によるニーズに合ったサービスの充実
- 障害者に届きやすい広報手段・手法の工夫検討と実施
- 病気や育児、介護など利用が困難な人が図書館を利用しやすくするためのサービスの検討

③外国人が使いやすいサービスの充実を図ります

- 日本語以外を母語とする利用者が必要とする資料や情報の拡充に向けた調査検討
- 図書館ホームページや館内サイン³⁹等の整備
- 利用実態に応じた英語版の対応事例集等の作成

³⁷合理的配慮の提供：障害のある人が利用にあたって配慮を求めた時に、負担になりすぎない範囲で障害にあった配慮を行うこと。

³⁸ 拡大写本：弱視者のために、権利処理をした上で読みやすい大きさの文字で作成した本。

³⁹ 館内サイン：館内に設置する案内板・表示板等の総称。

方向性 4. 自らの変革を進める図書館となるために

(1) 仙台市民の財産として資料の収集・保存を計画的に行います

(施策の方向)

資料の収集については、各館での選書及び集中選書⁴⁰により、市全体の蔵書構成を考慮して進めてきました。また、専門的な資料や高額の資料を中心に各地区館で分担収集を行い、特色ある図書館づくりに努めています。

平成 28 年度にこれまでの規程を見直し、新たに「仙台市図書館資料収集方針」等を定め、収集する資料の範囲、資料収集の方法・分担・除籍等に関する規程を整備しました。

今後は、これらの方針等に基づき資料の収集を進めるとともに、保存についての方策を検討し、長期的に適切な蔵書構成を維持できるよう努めます。

(推進すべき施策)

①計画的に資料を収集・保存して活用を図ります

- 「資料収集方針」「資料取扱基準」に基づき、集中選書会議及び各館の選書会議において十分な検討を行い、適切な蔵書構成を構築

②資料収集方針に基づく分担収集の推進と収蔵スペースの確保を図ります

- 資料収集方針に基づく各図書館における分担収集・保存の推進
- 資料の電子化、データベースの活用等による保存資料の見直しを検討
- 収蔵スペースの確保に向けた検討

⁴⁰ 集中選書：仙台市図書館全体の蔵書構成を調整するため、5 地区館の選書担当者による会議で選書を行うこと。

(2) 図書館像を共有して市民と共に図書館づくりを進めます

(施策の方向)

各図書館では、図書館利用の促進のため、講座や講演会、展示会等各種行事を企画するとともに、市政だよりをはじめとする印刷物やホームページ等で市民への広報に努めてきました。今後は、従来の広報手段に加え、ツイッター等 SNS によるきめ細かく効果的な発信も求められます。

ボランティアの活動は各館で増加しており、おはなし会、書架整理など多くの活動が図書館で実施されています。今後はさらに、市民が積極的・自主的に参加できる市民協働体制に向けた環境づくりを進めていきます。

(推進すべき施策)

① 広く市民に図書館サービスを広報し図書館像を共有します

- 図書館の多彩な情報を発信するため、ホームページ掲載内容の一層の充実
- 行事・事業の工夫とマスコミ等への積極的広報
- 多様な機関や市民団体が行う行事・事業に参画し図書館サービス情報を発信
- ツイッター等 SNS を利用した効果的な広報のあり方について検討

② 文字・活字文化振興のための市民活動を支援しながら、市民との協働による図書館づくりを進めていきます

- 市民から協働提案事業などを募集してのイベントの開催
- 図書館ホームページへのボランティア情報の掲載など、活動希望者への効果的な広報手段を検討
- ボランティアの役割・分担・目的を明確にした対等な市民協働体制の推進

(3) 図書館資源を適正に配分し有効に活用します

(施策の方向)

平成 19 年の新しい図書館システムの導入を機に、全館オンラインによる貸出・返却が可能となりました。平成 30 年 1 月には図書館システムの更新を予定しており、サービスの向上とさらなる業務の効率化に努めるとともに、資料の適切な管理と活用について検討を進めていきます。

現在、図書館運営の新たな形態として 3 館に指定管理者制度を導入していますが、今後はその実施状況を踏まえつつ、的確な事業運営の確保を図りながら、今後のあり方を検討していきます。

(推進すべき施策)

①費用対効果を踏まえ、システムやサービスのあり方を見直します

- 次期図書館情報システムの適切な更新による業務の効率化
- 身近な場所での図書館サービスを提供するための資料配送システムの構築
- 指定管理者制度について、若林図書館など導入館の運営状況の検証を行い、他の地区館への導入を検討
- 現行事業の見直しによる業務の効率化

②資料管理の効果的なあり方についての検討を進めます

- 費用対効果を検証しつつ、I C タグ⁴¹など適切な資料管理について調査検討

⁴¹ I C タグ：I C チップと小型アンテナを埋め込み、電波により情報の読み書きを行うことができる技術。容器等に入っても読み取りができ、同時読み取りや書き換えも可能であるため、資料に貼付・入力することで、無断持ち出しの抑制や蔵書点検期間の短縮等が期待できる。

(4) 図書館サービスの評価を行いながら図書館経営を行います

(施策の方向)

図書館事業の評価のため、蔵書数、貸出冊数、利用者数等の統計数値による政令指定都市との比較をはじめ、相対的な評価を行ってきました。また、毎年度、運営方針及び事業計画、事業報告を公表するとともに、利用者懇談会やアンケート調査も実施してきました。

これらの調査結果や政令指定都市との比較結果等を分析し、運営に活かすとともに、利用者の声を施策に反映させていきます。

(推進すべき施策)

①図書館運営の改善のため、事業評価を継続して実施していきます

- 図書館サービスが地域や市民にもたらした成果等の評価方法の検討
- 第三者による事業評価の内容を反映させた施策の検討

②市民による評価や意見を図書館運営に活かしていきます

- 市民の意識・意向調査、利用者懇談会等の実施
- 利用者の声を反映させた施策の実施

(5) 図書館職員の資質の向上に努めます

(施策の方向)

新任職員研修会をはじめとしたキャリアに応じた研修、レファレンスや子ども読書推進など領域別の研修を計画的に実施するとともに、国会図書館などが主催する研修にも職員を派遣し、その内容の共有化を図ってきました。

今後は、図書館の専門知識に加え、インターネット上の情報や多様な媒体を使いこなし、市民の課題解決を支援できる専門職員の養成が求められています。

さらに、選書など専門知識だけでなく、コスト意識や将来のビジョン等の経営能力を兼ね備えた職員の育成は、継続的な課題となっています。

(推進すべき施策)

①出版文化の状況や利用者の動向を踏まえ、長期的視野から選書を行う職員を継続的に養成します

- 出版文化に精通するとともに資料情報の検索技術を持ち、多様な利用者ニーズに対応できる職員を養成するための研修の実施、専門講座等への派遣
- 地域の専門家や専門機関との連携による専門的スキルの向上

②多様な利用者ニーズに対応したサービス提供のため、職員のスキルアップを図ります

- 利用者のニーズを的確に受け止める、職員のコミュニケーション能力の向上
- 障害者向けサービスに関する職員研修の実施、専門講座等への派遣
- 児童図書や児童文学に関する知識、子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する知識、子どもの読書指導に関する知識などの研修実施、専門講座等への派遣
- 郷土資料に関する事例研究の継続的实施と事例集の編集発行
- 記録映像等も活用した各種分野の研修内容のアーカイブ化

③専門性と経営能力を備えた職員を養成します

- 長期的視点による、専門性と経営能力を備えた職員の育成

Ⅲ 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

本計画がめざす図書館サービスを実現していくため、市民図書館を中心に仙台市図書館全体のネットワークを強化するとともに、施策分野ごとに第一次計画で構築した関連機関との協議・協力体制をさらに強化します。

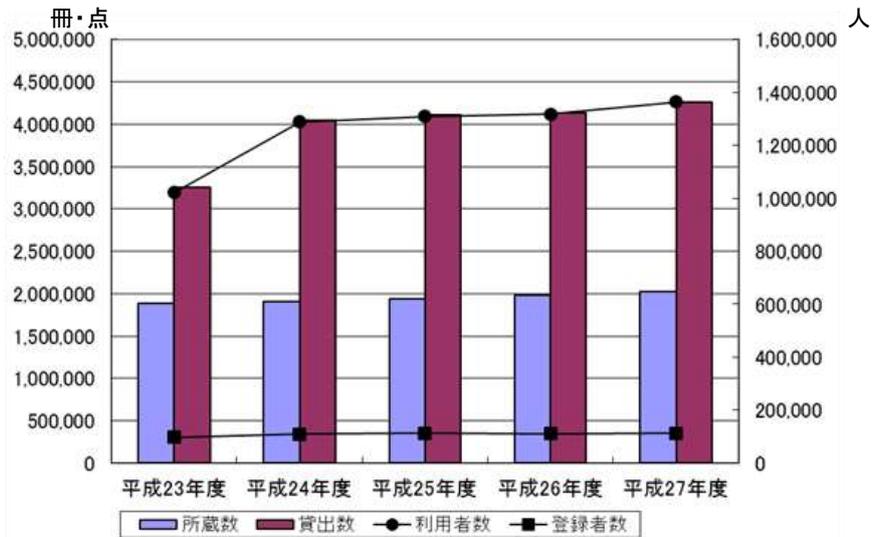
2. 計画の進行管理

本計画による取り組みの着実な推進を図るため、年度ごとに実施状況を把握し、市民の意識調査、第三者による評価などを通じて検証を行うとともに、必要に応じて事業を見直し、あるいは事業の項目を追加するなど、改めて施策に反映させ、さらなる取り組みを進めていきます。

IV 資料編

1. 図書館の現状に関するデータ

○所蔵数・利用状況の推移（全館）



登録者数：利用者カードを持っていて、当該年度に貸出の利用があった実人数
利用者数：当該年度に貸出の利用があった延べ人数

※東日本大震災のため平成23年3月12日から以下の日まで休館
市民図書館：5月2日、広瀬図書館：4月18日、宮城野図書館：8月4日
榴岡図書館：7月25日、若林図書館：5月26日、太白図書館：5月9日
泉図書館：11月29日

区分	年度	仙台市人口 人	所蔵数 (図書・AV)		市民1人 当たり		貸出数 冊・点	市民1人 当たり		利用者数 人	登録者数 人	登録率 %
			冊・点	冊・点	冊・点	冊・点						
全館	23	1,049,824	1,881,905	1.79	3,278,500	3.12	1,024,056	97,288	9.27%			
	24	1,058,939	1,905,077	1.80	4,075,192	3.85	1,291,512	110,112	10.40%			
	25	1,066,609	1,955,137	1.82	4,137,885	3.88	1,313,812	112,376	10.54%			
	26	1,070,713	1,983,683	1.85	4,160,110	3.89	1,321,534	111,662	10.43%			
	27	1,079,876	2,019,540	1.87	4,291,330	3.97	1,367,199	113,205	10.48%			

※ 貸出数には視聴覚館内貸出、団体・文庫貸出も含まれている
※ 人口は、翌年4月1日現在における推計人口

○平成27年度の状況（各館）

	所蔵数 (冊・点)	[内訳]		視聴覚資料 (AV)	貸出数 (冊・点)	利用者数 (人)	登録者数 (人)
		一般書	児童書				
市民図書館	558,186	380,927	177,259	-	846,349	274,493	26,121
広瀬図書館	109,848	61,150	42,302	6,396	388,638	107,803	8,511
宮城野図書館	243,776	152,442	72,748	18,586	535,783	170,386	14,581
榴岡図書館	70,271	39,926	30,345	-	231,019	82,441	6,701
若林図書館	258,237	159,801	78,661	19,775	578,943	180,866	14,687
太白図書館	227,807	121,964	88,754	17,089	784,059	267,219	19,597
泉図書館	551,415	269,285	258,730	23,400	926,539	283,991	23,007
合計	2,019,540	1,185,495	748,799	85,246	4,291,330	1,367,199	113,205

(出典：平成28年度仙台市図書館要覧)

2. 仙台市図書館協議会委員名簿

	氏 名	役 職 名	任期
会 長	遠藤 仁	宮城教育大学教育学部 教授	第 27 期 第 28 期
副会長	渡辺 通子	東北学院大学教養学部 准教授	第 27 期 第 28 期
	石川 俊樹	宮城県図書館 資料奉仕部長	第 27 期 第 28 期
	石田 裕子	仙台市立南光台東小学校 校長	第 28 期
	小岩 孝子	特定非営利活動法人 FOR YOU にこにこの家 理事長	第 27 期
	小林 直之	東北大学出版会 事務局長	第 28 期
	今野 広元	仙台市 P T A 協議会 副会長	第 27 期 第 28 期
	坂田 邦子	東北大学大学院 情報科学研究科 講師	第 27 期 第 28 期
	佐藤 英博	株式会社河北新報社編集局 生活文化部 部長代理	第 27 期 第 28 期
	高橋 順子	仙台市立桜丘中学校 校長	第 27 期
	高橋 隆子	仙台市立桂小学校 校長	第 27 期
	中山 聖子	特定非営利活動法人ハーベスト 常務理事	第 27 期
	平塚 美保	仙台市立山田中学校 校長	第 28 期
	村上 かずひこ	仙台市議会議員	第 27 期 第 28 期
	横山 祐子	おはなしぷーさん 代表	第 27 期 第 28 期
	渡辺 祥子	アナウンサー・朗読家	第 28 期

※第 27 期任期：平成 26 年 12 月 1 日～平成 28 年 11 月 30 日

第 28 期任期：平成 28 年 12 月 1 日～平成 30 年 11 月 30 日

3. 仙台市図書館振興計画（第二次）策定に関する協議経過

第27期第4回図書館協議会 平成27年11月26日	協議事項 ・「仙台市図書館振興計画」に基づく事業の取り組み状況
第27期第5回図書館協議会 平成28年1月28日	協議事項 ・「仙台市図書館振興計画」に基づく事業の取り組みについて
第27期第6回図書館協議会 平成28年4月28日	協議事項 ・「仙台市図書館振興計画」について
第27期第7回図書館協議会 平成28年7月26日	協議事項 ・仙台市図書館振興計画（第二次）骨子案について
第27期第8回図書館協議会 平成28年11月17日	協議事項 ・仙台市図書館振興計画（第二次）中間案について
第28期第1回図書館協議会 平成29年1月18日	協議事項 ・仙台市図書館振興計画（第二次）最終案について

※仙台市図書館振興計画（第二次）中間案に関する意見公募（パブリックコメント）の実施結果

1 実施期間	平成28年10月29日（土）～平成28年11月28日（月）
2 意見募集結果	(1)提出者・団体数 6 (2)意見件数 22

仙台市図書館振興計画

平成 29 年 1 月

仙台市教育委員会 市民図書館

〒980-0821 仙台市青葉区春日町 2 番 1 号

電話 022-261-1585 FAX 022-213-3524

URL <http://lib-www.smt.city.sendai.jp>

Eメール kyo019700@city.sendai.jp